

# 公益社団法人宇和島青年会議所アドバイザー資格に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人宇和島青年会議所（以下、「本会」という）の運動を早く広く展開するため、そして会員にもっと広い視野を持ってもらい運動がより説得力をもつためのアドバイザーに関する資格について定めたものである。

## (アドバイザーの資格)

第2条 アドバイザーは本会の活動エリア内の国及び地方公共団体の関係者とする。

2 アドバイザーは理事長が推薦し、理事会の承認を得て確定する。

3 アドバイザーの年齢制限は、基本的に正会員と同様とし、年度中に前記年齢制限に達する際は、その年度内は制限年齢を超えてアドバイザーの資格を有する。

## (アドバイザーの権利)

第3条 アドバイザーは、総会、例会及び委員会に出席し、助言を与えなければならない。但し議決権は有しない。

## (会費)

第4条 会費については免除とする。但し年会費以外の会費は実費とする。

## (入会)

第5条 アドバイザーの入会は、本会会員資格に関する規程第5条及び第6条を準用する。

## (退会)

第6条 アドバイザーが退会する場合は、所定の退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

## (正会員への資格変更)

第7条 アドバイザーが正会員に資格を変更する場合は、所定の会員資格届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

## (その他)

第8条 本規程に依らない事項、その他必要な事項は理事会の決議を以って定める。

#### 附則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附則（平成26年9月16日改定）

- 1 この規程の一部改定は、平成26年9月16日から施行する。